

独占禁止法審査手続についての懇談会（第7回）議事概要

- 1 日時 平成26年7月18日（金）10:00～11:50
- 2 場所 中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室
- 3 出席者

（懇談会委員）

座長	宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
座長代理	舟田 正之	立教大学名誉教授
委員	青柳 馨	日本大学大学院法務研究科教授
	今井 猛嘉	法政大学大学院法務研究科教授
	及川 勝	全国中小企業団体中央会政策推進部長
	大沢 陽一郎	株式会社読売新聞東京本社論説委員
	川出 敏裕	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	榊原 美紀	日本経済団体連合会経済法規委員会競争法部会委員 弁護士
	泉水 文雄	神戸大学大学院法学研究科教授
	中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授
	三村 優美子	青山学院大学経営学部教授
	村上 政博	成蹊大学大学院法務研究科教授
	矢吹 公敏	弁護士

（その他）

公正取引委員会 松尾経済取引局長、山口審査局企画室長

（事務局）

独占禁止法審査手続検討室 井内室長、品川参事官等

4 会議次第

- (1) 開会
- (2) 論点整理に対して寄せられた意見・情報の概要について
- (3) 今後の検討の進め方について
- (4) 論点に関する検討（自由討議）
- (5) 閉会

5 議事概要

- (1) 冒頭、事務局から、6月12日から7月11日まで実施した論点整理の意見募集手続に関し、意見募集要項に記載されていた意見提出用ファックス番号に誤りがあったことについて陳謝があった。また、誤ったファックス番号に送信した方の意見については、7月25日までにファックスで提出されれば提出期限内に提出があったものとして取り扱うこととした旨の説明があ

った。

続いて、事務局から、第3回懇談会で意見聴取を行った多田敏明弁護士による韓国の弁護士・依頼者間秘匿特権に関する記載等について、多田弁護士本人から訂正と配布資料及び議事録の修正について申出がなされていることについて説明があり、本懇談会として、配布資料及び議事録の関連部分を削除することが了承された。

(2) 事務局から、論点整理に対して寄せられた意見・情報の概要について説明があった（内容は資料1-1のとおり）。

(3) 事務局から、今後の検討の進め方について、資料2-1～2-4に基づき説明があり、その後、委員間で議論が行われた結果、今後の懇談会では審査手続の時系列に沿って検討していくこととされ、本日は、立入検査に関連する論点を中心に検討することとされた。

今後の検討の進め方に関して委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

- ・ 事務局から示された案は、防御の意図・目的を3つに分類し、それぞれに関連する論点を掲げた上で、防御の意図・目的ごとに議論を進めていくというものだが、そのようなやり方では複数回議論される論点が出てきて出口に収斂しないのではないか。
- ・ 審査手続の時系列に沿った論点ごとに順に検討していくほうが分かりやすいのではないか。
- ・ 目的別ではなく時系列に沿って議論を進めていくにしても、個々の論点を検討する際には、常に目的が何かということに立ち返って考えることが必要ではないか。
- ・ 議論に際しては、実態解明機能の向上が消費者・国民の利益を守るという視点を忘れないようにする必要がある。

(4) 立入検査に関連する論点について検討が行われたところ、委員から出された主な意見の概要は次のとおり。

(立入検査時の弁護士の立会いについて)

- ・ 立入検査の範囲や問題のない留置か否か等立入検査の適正を担保するために、弁護士の立会いを認める必要性があることは理解でき、今でも事実上可能である。しかしながら、弁護士の立会いを当事者の権利とすることは、弁護士が立ち会わない限りは立入検査を実施できないことにつながり、行政調査に支障が生じることから、行き過ぎと思われる。
- ・ 立入検査時の弁護士の立会いについては、必ずしも権利として法律に記載する必要はなく、公正取引委員会が規則又はガイドラインに、それが可能であることを記載すればいいのではないか。
- ・ 独占禁止法は、専門家が携わる金融商品取引法等と異なり、全ての事

業者に関わる法律であって、かつ、非常に難解であるため、仮に規則やガイドラインが策定され、これが公表されていたとしても、全ての事業者がその内容を正確に把握できるわけではない。よって、立入検査を実施する際に、その場で、弁護士の立会いが可能であることを告知するようにすべきである。

- ・ 立入検査の場で何ができて何ができないのかが明確になっていることに加え、特に中小企業にとっては、その場で明示的に告知されるという運用がなされることが重要である。
- ・ 告知については、これを義務とする必要はなく、（弁護士の立会いが可能であること等について）ガイドライン等の形で明らかにされ、その周知徹底や啓発という形でしっかりと行われればよいのではないか。

（弁護士・依頼者間秘匿特権について）

- ・ 独占禁止法違反事案については、今後、取引が複雑化又は国際化していくことが予想されることから、弁護士が関与する場面も増えてくると思われる。そのため、どのような資料が秘匿の対象とされるべきなのか整理する必要があると思われる。
- ・ 導入の可否を検討する前に、そもそも秘匿特権というのはどのようなものか（秘匿できる範囲、濫用があった場合の制裁等）について議論する必要があると思われる。
- ・ 欧米では弁護士・依頼者間秘匿特権が導入されているが、その内容は国や地域によって異なることから、そのような差異を踏まえた上で議論する必要がある。
- ・ 欧州では、弁護士・依頼者間秘匿特権を認めることがコンプライアンスを高めるというのは誤りであるとの学説も有力であることに留意する必要がある。
- ・ 秘匿特権を考える場面は、審査開始の前と後の2つがある。コンプライアンスというのは、審査開始前において、自社の行為が独占禁止法違反に該当するかについての相談や助言、今後の対応の検討などに関する話である。他方、審査開始後については、何が被疑事実に関連するかなど、むしろ防御権が重視されるべきと考える。このため、秘匿特権の対象となるべき文書は、場面ごとに分けて考える必要がある。

（提出資料等の謄写について）

- ・ 立入検査当日の謄写を当事者の権利として認めるべきであるとの主張があるが、①公正取引委員会に対する適切な反論を行うために必要だという趣旨であれば、謄写を立入検査当日に認める必要はないことになるし、また、②業務に支障を来さないために必要だという趣旨であれば、防御のためのものではないこととなる。もっとも、事業者にとって必要性があるのであれば、防御権とは別の問題として可能な範囲で認めると

ともに、その範囲については、これを明確にした上で告知するという
ことは考えられる。

- ・ 立入検査後の留置物の謄写については、カメラで撮影するという方法
のほか、事業者がコピー機を持ち込む形ではなく、当局の部屋にコピー
機を用意し、事業者が費用を負担して謄写できるようにする等の工夫が
できないか。
- ・ 課徴金の減免申請を行うためには、提出資料等の謄写が必要であると
の意見もある。しかしながら、違反行為の概要を自認して報告するとい
う課徴金減免制度の趣旨からすれば、それに必要な限りで謄写を認める
こととすれば足りるのではないか。

(5) 次回は供述聴取に関連する論点を中心に、次々回は弁護士・依頼者間秘
匿特権等について検討することとされた。

(6) 第8回会合は7月30日(水)に開催する予定。

以上

<文責 内閣府独占禁止法審査手続検討室 速報のため事後修正の可能性あり>